



広島労働局

人と物の移動を見つめ支えます



中国運輸局広島運輸支局

Press Release

令和8年7月28日

報道関係者 各位

担当	広島労働局労働基準部監督課 監督課長 風間武志 主任労働基準監察監督官 笠井義弘 電話 082-221-9242	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官 吉田奈美 電話 082-233-9167
----	---	--

トラック事業者に対する緊急自主点検を実施します ～労働局長及び運輸支局長からトラック協会に要請～

広島労働局（局長 宮原 真太郎）及び広島運輸支局（支局長 遠北 俊貴）は、令和8年3月20日、三重県亀山市の新名神高速道路において、大型トラックが渋滞の列に追突し、多重衝突と火災発生により子供3名を含む6名が死亡するという重大な交通事故が発生したことを踏まえ、トラック事業者に対して、トラック事業者が遵守すべき貨物自動車運送事業法及び労働基準関係法令に基づく実施事項等に関する緊急自主点検（別添）を実施します。

緊急自主点検の実施に当たっては、公益社団法人広島県トラック協会に対して、傘下企業への周知について協力を要請することとしていますので、その概要をお知らせします。

1 要請の日時

令和8年8月18日（火） 午前11時～11時30分

2 要請の場所

広島県トラック総合会館 3階

公益社団法人広島県トラック協会 第1会議室

広島県広島市東区光町2丁目1-18

3 要請の内容

緊急自主点検の実施について、傘下企業に周知し、回答を呼び掛けていただくこと。

<取材について>

要請の様子は取材が可能です。

取材をご希望の場合は別紙取材登録票により、下記担当まで事前にメール等でお申し込みください。

なお、要請後、同会場にて、担当より要請の趣旨、内容等についてご説明する予定です。

【担当】広島労働局労働基準部監督課

監督課長 風間武志 (mail: kantokuka-hiroshimakkyoku@mhlw.go.jp)

貨物自動車運送事業法及び労働基準関係法令に関する緊急自主点検**貨物自動車運送事業法関係**

Q1 事業用自動車について、自動車点検基準に基づく定期点検を確実に実施し、必要事項をもれなく記載した記録を作成、保存を行っているか。※一年間

- ☐ 確実にやっている。
- ☐ 点検を実施、記録の作成、保存は行っているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 点検を実施、記録の作成は行っているが、一部保存ができていないものがある。
- ☐ 点検は実施しているが、一部記録を作成していない車両がある。
- ☐ 点検を実施していない車両がある。

Q2 乗務前、乗務後及び中間点呼を確実に実施し、必要事項をもれなく記載した記録、保存を行っているか。※一年間

- ☐ 確実にやっている。
- ☐ 点呼を実施、記録、保存は行っているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 点呼を実施、記録しているが、一部保存ができていないものがある。
- ☐ 点呼は実施しているが、一部記録ができていないものがある。
- ☐ 点呼を実施していないものがある。

Q3 業務の記録について運転者ごとに必要事項をもれなく記載した記録を作成、保存を行っているか。※一年間

- ☐ 確実にやっている。
- ☐ 業務を記録、保存は行っているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 業務を記録しているが、一部保存ができていないものがある。
- ☐ 業務を記録していないものがある。

Q4 運行指示書を確実に作成し、運転者に指示、携行させ、保存を行っているか。※運行終了の日から一年間

- ☐ 該当の運行はなかった。
- ☐ 確実に行っている。
- ☐ 運行指示書を作成、指示、保存を行っているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 運行指示書を作成、指示携行させているが、一部保存できていないものがある。
- ☐ 運行指示書を作成しているが、指示・携行させていないものがある。
- ☐ 運行指示書を作成していないものがある。

Q5 運転者等台帳について運転者ごとに確実に作成し、必要事項を漏れなく記載、保存を行っているか。※運転者でなくなった日から三年間

- ☐ 確実に行っている。
- ☐ 運転者台帳を作成・保存しているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 運転者台帳を作成しているが、一部保存できていないものがある。
- ☐ 運転者台帳を作成していないものがある。

Q6 - 1 指導監督告示による運転者に対する適切な指導及び監督を実施し、必要事項を漏れなく記載した記録を作成、保存を行っているか。※三年間

- ☐ 確実に行っている。
- ☐ 指導監督を実施、記録の作成、保存は行っているが、一部記載事項に不備がある。
- ☐ 指導監督を実施、記録の作成は行っているが、一部保存ができていないものがある。
- ☐ 指導監督を実施しているが、一部記録を作成していないものがある。
- ☐ 指導監督を実施していないものがある。

Q6－2（Q6－1で選択肢1を選択した方 複数回答可）

運転者に対し、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項についてどのように指導しているか。

- ☐ 貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させている。
- ☐ 遵守事項を逸脱した方法や姿勢による運転や日常点検を怠ったことに起因する事故事例について説明することにより遵守事項の重要性を理解させている。
- ☐ 交通事故を引き起こした運送事業者及び運転者に対する処分について説明することにより遵守事項の重要性を理解させている。
- ☐ 交通事故が加害者、被害者その他関係者に与える心理的影響を説明することにより遵守事項の重要性を理解させている。

Q6－2（Q6－1で選択肢1を選択した方 複数回答可）

運転者に対し、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法についてどのように指導しているか。

- ☐ 長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及びながら運転等の慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させている。
- ☐ 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させている。
- ☐ 運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底している。

Q7 事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者等、特定の運転者に対する特別な指導を行っているか。

- ☐ 該当の運転者はいなかった。
- ☐ 確実に行っている。
- ☐ 特別な指導を行っていないものがある。

労働基準関係法令関係

Q1 - 1 時間外労働の上限規制（※1）を踏まえ、労働時間の管理を行っていますか。

- ☐ 時間外労働はない。
- ☐ 36 協定で定めた 1 か月の時間外労働の上限時間のほか、1 年の時間外労働の上限時間（年 960 時間）を超えないよう、時間外労働時間数を毎月累計で管理している。
- ☐ 36 協定で定めた 1 か月の時間外労働の上限時間は超えないよう管理しているが、1 年 の時間外労働の上限時間を超えないよう管理していない。
- ☐ 労働時間の管理を行っていない、又は上限時間を意識していない。

Q1 - 2（質問 1 で選択肢 2・3 を選択した方）

36 協定の「労働者の過半数を代表する者」はどのように選出していますか。

- ☐ 投票等による選挙
- ☐ 労働者相互の話し合い等による信任
- ☐ 事業場側からの指名
- ☐ 親睦会等の代表者を自動的に決定

Q1 - 3（質問 1 で選択肢 2・3 を選択した方）

36 協定について、常時各作業場の見やすいところに掲示するなどにより、労働者に周知していますか。

- ☐ 作業場の見やすい場所への掲示又は備付け
- ☐ 労働者への書面の交付
- ☐ 電子データを労働者が常時確認可能
- ☐ その他の方法
- ☐ 周知していない

Q2 年 10 日以上法定の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日から 1 年以内に、5 日以上 of 年次有給休暇を取得させていますか。

- ☐ 該当者全員について、年 5 日以上取得させている。
- ☐ 該当者の全員又は一部について、年 5 日未満しか取得させてない。

Q3 労働者（パートタイム労働者を除く）について、定期健康診断を実施していますか。

- ☐ 毎年1回以上定期的に行っている
- ☐ 毎年1回以上行っているが、毎年同じ時期には行っていない
- ☐ 年によって行ったり行わなかったり一定しない
- ☐ 行ったことがない

Q4 パートタイム労働者について、定期健康診断を実施していますか。

- ☐ 毎年1回以上定期的に行っている
- ☐ 毎年1回以上行っているが、毎年同じ時期には行っていない
- ☐ 年によって行ったり行わなかったり一定しない
- ☐ 行ったことがない

Q5 - 1 1年及び1か月の拘束時間を考慮して運行計画を策定していますか。また、実際の運行が、1年及び1か月の拘束時間の上限時間を超えていませんか。

- ☐ 1年の拘束時間（3,300 時間）及び1か月の拘束時間（284 時間）を超えていない
- ☐ 1年の拘束時間（3,300 時間）を超えている。または1か月の拘束時間（284 時間）を超えている月がある。

Q5 - 2（Q5 - 1 で選択肢2 を選択した方）

1年の拘束時間は3,400 時間、1か月の拘束時間は310 時間を超えていませんか。

- ☐ 1年の拘束時間は3,400 時間、1か月の拘束時間は310 時間を超えていない。また、1か月の拘束時間が284 時間を超える月数は6月以下である。
- ☐ 1年の拘束時間は3,400 時間、1か月の拘束時間は310 時間を超えていない。しかし、1か月の拘束時間が284 時間を超える月数は7月以上である。
- ☐ 1年の拘束時間（3,400 時間）を超えている、また1か月の拘束時間（310 時間）も超えている月がある。
- ☐ 1年の拘束時間（3,400 時間）を超えている、または、1か月の拘束時間（310 時間）を超えている月がある。

Q6 1日の拘束時間、1日の休息期間の上限を超えていませんか。

- ☐ 1日の拘束時間（13時間）と休息期間（11時間）を超えていない。
- ☐ 1日の拘束時間が13時間を超えることがあるが、15時間以内である。
- ☐ 1日の休息期間が11時間を下回ることがあるが、9時間は超えている。
- ☐ 1日の拘束時間が15時間を超えることがある。または、1日の休息期間が11時間を下回ることがある。

Q7 連続運転時間の上限を超えていませんか。また、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の運転の中断をさせていますか。

- ☐ 連続運転時間の上限（4時間）を超えていない。また、30分以上の運転の中断をさせている。
- ☐ 連続運転時間の上限（4時間）を超えて運転させることがある。
- ☐ 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の運転の中断をさせないことがある。

取材登録票

会社名：

代表取材者氏名	連絡先（携帯番号）
E-mail アドレス：	
取材者氏名 (又は人数)	属性 (記者、ムービー（カメラマン、アシスタント）、スチールカメラマンほか)

申込締切：令和 8 年 8 月 14 日（金）17 時

メール宛先：kantokuka-hiroshimakkyoku@mhlw.go.jp